

採点講評

(2018年4月22日・法律実務基礎 刑事)

○全体について

受験生にとってなじみのない実務基礎科目であり、かつ、難易度の高い問題が出題されていたにもかかわらず、想定以上に答案の出来は良かったです。

個々の設問については、受講生によって、得意不得意はあるものの、全体的には良くできていたと思います。

択一試験直前期に、択一对策に拘泥せず、論文試験も見据えて答練を受けている受講生のレベルの高さが見えました。

○個別の注意点

・設問1について

ほとんどの答案が、設問の趣旨からは外れていました。

本問は、理論的にも非常に難問であり、また、百選掲載の最高裁判例でもないので、判例知識として必ず押さえておかなければならないわけではありません。

故に、本問ができなかったことをもって、「自分は知識不足だ。」などと気にする必要はありません。

しかし、本問は公判前整理手続・伝聞法則といった、本科目の二大頻出テーマが絡んでいますので、公判前整理手続の流れ・条文、「供述書」・「供述録取書」の具体的な意味等、この機会によく復習して頂きたいです。

また、設問1に難問が出題されても、そのまま崩れることなく、条文の趣旨、原理原則論を挙げ、最低限の点数を取る訓練と位置付けて頂ければと思います。

・設問2について

小問(1)は、約半分の受講生が、証拠⑤は直接証拠に当たると結論付けていました。おそらく、証拠⑤の推認力の高さと、推認の過程の有無を誤解されていることが原因かと思われます。どれほど推認力が高くても、推認の過程を経ている以上は、直接証拠には当たりません。この点は、事実認定の基本問題ですし、過去にも出題されていますので、必ずおさえてください。

小問(2)は、刑事訴訟法でも重要な論点ということもあってか、多くの受講生ができていました。

また、重要論点として知識を有している場合、長々論じる誘惑にかられがちですが、多くの答案では簡潔に論じることができていました。

さらに、「住居侵入強盗の侵入経路としては、玄関のピッキング等の技術を用い侵入するより、窓からの侵入のほうが比較的容易であり、特徴ある侵入態様・経路とは言えない」、「銃の入手が困難な日本において、殺傷手段として刃物を用いることは、珍しくない」、といった、充実した評価をしている答案が1通あり、高い点数がつけました。

・設問3について

多くの受講生が、誘導尋問であるとして異議を述べるべきというところまでたどり着けていました。

また、「どのような方法で実施したのかわからず、書面として証拠化しないと、証人は答えようがない、故に相当でない」、とまで、具体的に検討できている答案も少数ながらありました。

・設問4について

ほぼすべての受講生が、問題となる条文として、法316条の32を挙げていました。被告人質問は、裁判長らの職権に基づき行われるものであり、また、被告人は供述を拒否することもできることから、「証拠調べ」「請求」には当たらない、という前提の理解が不十分であったことが原因かと思われます。

この点は、平成28年度司法試験本試験刑事訴訟法設問4で出題があり、また、新版の刑事訴訟法判例百選でも掲載されていることから、公判前整理手続後の証拠調べ請求の制限・訴因変更の制限とあわせておさえて頂きたいです。

・設問5について

受験生にとってなじみのない法曹倫理の問題であるにもかかわらず、概ね良くできていました。

他方、最後の設問であり、時間不足なのか、検討不十分な答案も一定数ありました。受験生になじみのない分野の問題は、何らかの条文・規程を挙げ、自分なりに考慮要素を設定し、当てはめができていれば、相当程度の点数がつけますので、最後まで諦めず、また、最後の3、4点を取りにいく答案構成・時間配分を心がけて頂きたいです。

○勉強素材・勉強方法についての補足

近年、手続問題が多数出題されていることから、手続問題を集約した問題集等がないか、受講生から質問がありました。

現状としては、手続に関する問題集等はあるものの、実務書として、受験対策のレベルを大きく超えるものが多く、受験対策本としての手続に関する問題集等はとくに見当たりません。

ですので、①過去問7年分（択一含む）を解き、関連する判例・条文を地道にお

さえていく，②既にお持ちの刑事訴訟法の問題集等のうち，実務的であるゆえに未検討となっている問題等を解いていく，などで対応するのが良いと思います。ほとんどの受験生は、実務基礎科目を万全にすることはできませんので、上述の勉強方法をとるだけでも、他の受験生に差をつけることはできると思います。

○訂正について

問題文の3頁目，2の(1)の証拠①の冒頭について，「平成30年3月6日午後1時頃」との記載は誤記です。正しくは，「平成30年3月2日午後1時頃」です。訂正してお詫び申し上げます。

以 上